

# ソーシャルワーカー養成におけるハラスメントに関する教育の検討 ー養成校へのアンケート調査からー

中澤未美子（山形大学） 徳広圭子（岐阜聖徳学園大学短期大学部）  
錢本隆行（日本医療大学）  
〔キーワード〕 ソーシャルワーカー、授業、ハラスメント

## 【1. 目的】

近年、日本においてハラスメントに関する相談は増加の一途を辿っている。2019年6月、厚生労働省は、社会福祉士および精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しについてカリキュラム（案）を提示し、2020年3月にはカリキュラムが改正された。この中で「社会学と社会システム」（改正後は「社会学と社会システム」。以下、指定科目）には、「想定される教育内容の例」として「ハラスメント」が明記されている。このことから、社会福祉士あるいは精神保健福祉士を養成する際にハラスメントに関する学びが必要とされていることが分かるが、実際に授業でハラスメントがどのように扱われているかは、すでに現場に出ているソーシャルワーカー向けの研修報告が一部みられるものの、養成課程に言及した先行研究は見当たらない。以上を踏まえ本研究では、社会福祉士あるいは精神保健福祉士（本研究では、これら両資格をソーシャルワーカー、以下SWrと略記）のハラスメントに関する教育の実情等を明らかにすることを目的とする。

## 【2. 研究の視点および方法】

1) 予備調査：前述したカリキュラム（案）を精読した研究者らで質問項目を検討し、さらに様々な分野の実務者であるSWr、実際にSWr養成に携わっている者（指定科目の担当とは限らない）5名に予備調査を行った。

2) 本調査および調査内容：予備調査の結果をもとに、回答校の基本情報、回答者の属性、現状に関する項目（19問：ハラスメントを授業での取り上げの有無。有りの場合はその内容、無しの場合はその理由等）、回答者が考えるハラスメントを扱う授業の理想に関する小目（12項目）を質問項目とした。また、ハラスメントに関する教育実態を幅広く把握できるように、本調査における「ハラスメント」の定義については、アンケートの冒頭に「調査の設計上、特に定義付けを行っていません。普段、回答者が授業などで扱っている「ハラスメント」のとりえ方をもとにお答えください」と記載した。

3) 実施期間と調査対象：調査期間は2019年11月1日から2020年1月15日までとした。調査対象は一般社団法人ソーシャルワーク教育学校連盟の会員校274校とし、郵送法によるアンケート調査を実施した。回答者は、指定科目に対応する授業（授業名は問わない）を担当している者・担当したことがある者と指定した。

4) 分析方法：単純集計を行った上で、回答者の授業の現状と理想の差異をみる統計解析を行った。

## 【3. 倫理的配慮】

本研究は山形大学地域教育文化学部倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号R01-3）。調査票には、調査の目的及び個人情報や所属機関の匿名化を徹底することを明記した。また、匿名化した上でのデータ処理、調査結果の公表の際に地域や個人名等が特定されない配慮などを行った。調査票回答者にハラスメントに遭った、または事案に関わった経験がある場合、ネガティブな感情等の想起が懸念されるため、調査が過度な負担になる可能性について、共同研究者らで確認した。本研究の全ての過程において、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。

## 【4. 結果】

67校から回答を得た（回収率24.4%）。うち、以下では「非常勤講師が担当しており回答できない」などの回答を含む無効回答を除いたものを分析した結果を示す（なお、各設問では母数が異なっている）。

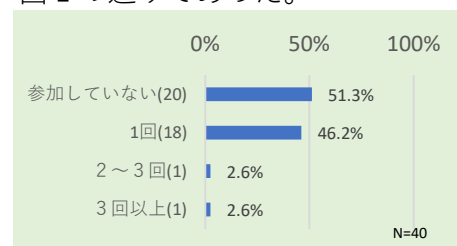
### 1) 回答者の属性等

回答者の属性は、常勤が65.2%、非常勤が16.7%であった。回答者が指定科目の授業を行っている教育機関は、私立が76.1%、公立が20.9%、国立が1.9%であった。教育機関の形態は、4年制大学が77.6%、専門学校が13.4%、短期大学・その他が7.5%であった。

### 2) 回答者がハラスメントの対応をした経験

「ある」が54.4%、「ない」が45.5%であった。「ある」と回答した31名のうち、「教員として」対応したことがあるが28名、「SWrとして」対応したことがあるが2名、未回答が1名であった。

3) 回答者が、この一年間でハラスメントを扱った勉強会や研究会等に参加した回数は、図1の通りであった。



1/2 図1 この一年間でハラスメントを扱った勉強会や研究会等に参加した回数

参加していない理由としては、機会がなかった、大学で開催されなかった、自分にとっての必要性を認めないから、多忙、参加予定であったが台風で中止、他の研修が多く余裕がないため、特に関心がないから、開催されていないから、が挙げられた。

4) ハラスメントに関する事例報道で、一番注目すること

授業担当者がハラスメントに関する事例報道で注目することを一つ選択してもらった(図2)。

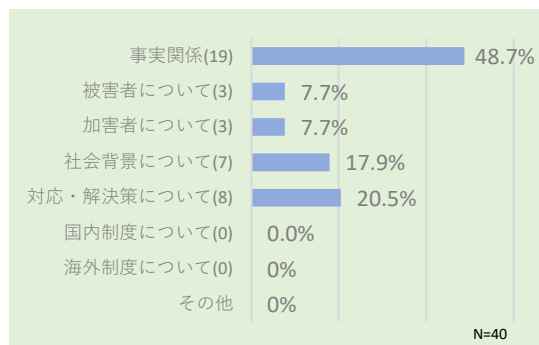


図2. 授業担当者がハラスメントに関する事例報道で一番注目すること

5) ハラスメントを授業で扱うことの「実態」と「理想」との比較

まず実態として、授業でハラスメントを取り上げたことが「ある」が52.6%、「ない」が43.8%、「分からない」が3.5%であった。「ない」の理由として、「授業時間が限られている」、「ハラスメントをどのように教えればよいか分からない」、「教えたくない」が挙げられた。次に、「ある」場合の授業の内容(実態)と、今後(も)教えたい内容(理想)について比較したところ、図3のとおりであった。パワハラ、セクハラ、アカハラいずれも実態に比べて理想の方が多かった。特に、「相談を受けた時の対応方法」の増加率は「定義」および「判例や報道」に比べて有意に( $p<0.05$ )大きかった(パワハラ、セクハラ、アカハラで $n=3$ )。また、「発生構造や要因」も「定義」に比べて有意に( $p<0.05$ )大きかった。

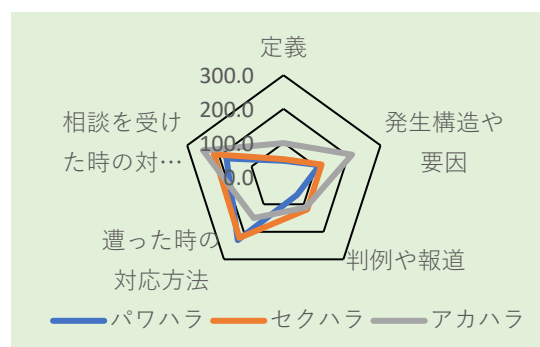


図3. 授業の実態と理想の増加率

## 【5. 考察】

科目担当者は、SWr教育において授業にハラスメントを取り入れる必要性を認めていることが確認できた。特にハラスメントの発生構造や要因、対応方法について取り上げており、学生がハラスメント場面に遭遇した場合、あるいは、被害に遇った場合を想定して取り上げられていることが浮かび上がった。他方、実際には授業で十分には取り上げられていないことも分かった。その理由としては、国家試験対策が密接な内容の教授が優先され、ハラスメントを授業に組み込む時間が不足していることや、授業担当者がハラスメントに関する研修等を受ける機会がないことによってハラスメントに関する知識不足があることがうかがえた。SWrは固定化された現象を扱う専門職ではなく、多様な社会問題や課題に専門性を発揮できる専門職であることが求められる。従って、養成校においても、ハラスメント問題を積極的に扱い、問題解決に寄与できる教育内容を提供する必要があり、今回の調査では、その実態の一部を把握することができた。

## 【V. 結論と本研究の限界・課題】

1) 結論・・・本研究ではSWr養成の指定科目において、ハラスメントに関する教育が必要であるが、実際には十分には取り上げられていないことが明らかとなった。

2) 研究の限界と課題・・・本研究は、全国の福祉系大学の一部の実態を提示しただけに過ぎない。そこで今後の課題として、以下3点が挙がる。まず、調査対象(養成校)の拡大である。福祉系大学の全ての養成校に協力を得られるような調査設計を再考する。次に、調査の継続である。ハラスメントは大切なトピックスであるので、今後も定期的に実態を調査することが求められる。最後に、授業担当者に対する研修などでの知識付与のあり方や、具体的な授業案の提示など、授業担当者向けの具体的な教育素材の開発である。また、本アンケート調査の回答者の一部に行ったインタビュー調査の結果(今後報告予定)からは、授業の中ではなく、実習前のオリエンテーションなど指定科目以外でハラスメントについて触れていることが認められ、指定科目に限らず、SWr養成全体におけるハラスメントの取り上げ方の調査が必要である。さらには、公認心理師などの近接業種における養成課程でのハラスメントの扱いについても調査を行い、SWrのハラスメント対応の固有性も検討していく必要がある。

【謝辞】本研究はJSPS科研費18K02103の一部として実施したものである。本調査にご協力頂いた方々に深謝いたします。